

## 平 今月のポイント



## 建設業の適切な社会保険⑧

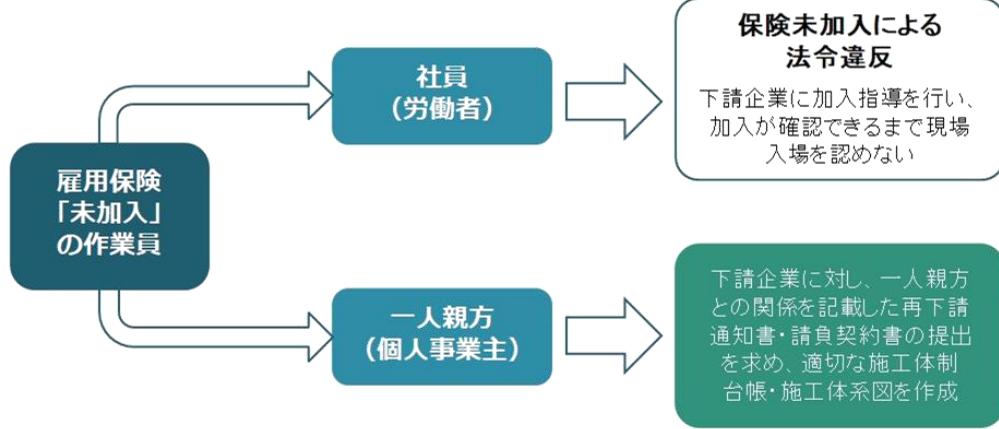
建設業においては「適切な保険」に加入していないと現場入場ができないという状況です。しかしながら、事業所の形態等により、加入すべき保険が違います。自社が加入すべき保険について整理をしていきましょう。

## 下請指導ガイドラインの改訂②

## 雇用保険未加入者に対する元請企業の確認フロー

元請企業は、作業員名簿を確認の際に、雇用保険「未加入」の作業員がいた場合には、その作業員が労働者なのか一人親方なのかを確認をし、適切な指導をすることとされています。

## 雇用保険未加入者に対する元請企業の確認フロー



## 社員（労働者）の場合

31日以上働く見込みがあり、1週間あたり20時間以上働く人は雇用保険への加入が義務づけられています。

労働者であって雇用保険に加入できないのは、昼間の学生や同居親族等の場合です。

現在は年齢による要件はありません。

元請は、対象者であれば下請に加入指導をし、加入が認められない場合は、現場入場を認めないとする措置をすることになります。

## 一人親方（個人事業主）の場合

一人親方であれば、個人事業主になるため、同じ会社の作業員名簿に載せることはできません。下請企業のさらに、下請となるため、元請企業は、「再下請負通知書・請負契約書の提出」等を求め、適切な施工体制台帳を提出してもらう必要があります。



◆次回も、各保険について解説していきます！

